



境川・逢妻川・猿渡川の流域で 開発を行う際には、**雨水対策**のための 許可が必要です。

※ここで言う開発とは**500㎡以上**の土地で雨水がしみ込みにくくなる行為

条例を制定し、対象範囲を拡大しました。

**「平成24年4月1日」に
境川・逢妻川・猿渡川の流域は、
総合治水対策をより確実にするため、
「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき
「特定都市河川流域」に指定。**

- **500㎡以上**の土地で雨水がしみ込みにくくなる行為（雨水浸透阻害行為）は愛知県知事（名古屋市、豊田市内は各市長）の**許可**が必要です。
- 許可にあたっては、技術的基準に従った**雨水貯留浸透施設**の**設置**が必要です。
- また、許可に伴い設置された雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為は、愛知県知事（名古屋市、豊田市内は各市長）の許可が必要です。

※許可申請が必要となる面積に満たない雨水浸透阻害行為を行われる方も、雨水対策にご協力いただきますようお願いいたします。



例えば **田畑** など締め固められていない土地に**建物を建てる時**

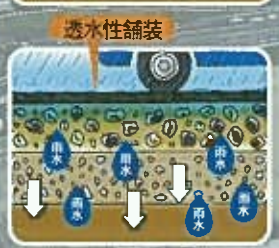


例えば **田畑** など締め固められていない土地に**駐車場を作る時**



この他に田畑などを締め固めて資材置場等にする時や、資材置場等から駐車場にする時なども許可が必要です。

雨水を貯留・浸透させる対策が必要です。



- 特定都市河川流域では、洪水を安全に流下させるため、河川整備を積極的に行っています。
- 浸水被害を軽減させるため、下水道（雨水）などの整備を行っています。
- 河川が氾濫した時や、下水道（雨水）に入りきらない浸水が生じた時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、都市洪水想定区域図及び都市浸水想定区域図を提供していきます。

- 詳しくは、ホームページ又は、開発される土地のある市町により、下記へお問い合わせください。
- 名古屋市内で行う場合は、
名古屋市緑政土木局河川管理課
〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1
TEL 052-972-2882
- 豊田市内で行う場合は、
豊田市建設部河川課
〒471-8501 豊田市西町三丁目60番地
TEL 0565-34-6672
- 豊明市、日進市、東郷町内で行う場合は、
愛知県尾張建設事務所河川整備課
〒461-0001 名古屋市中区三の丸2-6-1
TEL 052-961-4498
- 東海市、大府市、東浦町内で行う場合は、
愛知県多建設事務所河川港湾整備課
〒475-0828 半田市地徳町一丁目1番地の1
TEL 0569-21-3420
- 刈谷市、安城市、知立市内で行う場合は、
愛知県知立建設事務所河川整備課
〒472-0026 知立市上置原町蔵持寺124
TEL 0566-82-6489
- みよし市内で行う場合は、
愛知県豊田加茂建設事務所河川整備課
〒471-0867 豊田市常盤町3-28
TEL 0565-35-9325

●境川流域総合治水対策協議会は、愛知県と境川・逢妻川・猿渡川流域の10市町で構成されています。



境川流域総合治水対策協議会
ホームページ <http://www.sougo-chisui.jp/>
事務局／愛知県建設部
河川課(企画グループ) TEL 052-954-6553
下水道課(公共下水道グループ) TEL 052-954-6533

特定都市河川流域詳細図

豊田市

※特定都市河川流域詳細図は境川・逢妻川・猿渡川の流域を示すものです。

この地図は、国土地理院書の承認を得て、同院発行の2万5千分の地形図を複製したものである。(承認番号 平23第復 第14号)



凡例	
	境川・逢妻川・猿渡川の流域
	市町界

許可を要する雨水浸透阻害行為の具体例

1 田畑(耕地) → 宅地

2 田畑(耕地) → 駐車場

3 田畑(耕地) → グラウンド

4 原野 → 資材置場(未舗装)

5 資材置場(未舗装) → 駐車場(舗装)

